

関東信越税理士会 熊谷支部9月例会次第

日時 令和1年9月9日(月)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 8月 8日(木)	研修会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 8月 8日(木)	例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 8月 8日(木)	納涼会	於	ホテルガーデンパレス
(4) 8月19日(月)	中央地区委員会	於	いづみ寿司
(5) 8月20日(火)	三者懇談会・組織委員会・懇親会	於	ホテルガーデンパレス
(6) 8月22日(木)	麻雀愛好会深谷大会	於	麻雀倶楽部紅白
(7) 8月22日(火)	深谷地区委員会	於	きんとう旅館
(8) 8月22日(木)	北部地区委員会	於	満る岡
(9) 8月23日(金)	西部地区委員会	於	大衆割烹 伍
(10) 8月23日(金)	大里地区委員会	於	喜楽
(11) 8月28日(水)	東部地区委員会	於	徳樹庵 熊谷銀座店
(12) 9月 3日(火)	熊谷税務署との協議会	於	熊谷税務署
(13) 9月 3日(火)	正副支部長会・地域長会議	於	支部事務局
(14) 9月 5日(木)	訪問個別記帳指導打ち合わせ会議	於	熊谷税務署

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 研修会「税理士のための健康講話」Ⅲ
日時 9月9日(月)午前10時45分～12時45分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 全税共県北地域業務推進協議会
日時 9月9日(月)午後4時30分～午後7時00分
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 租税教室講師研修
日時 9月18日(水)午後1時30分～午後3時30分
場所 熊谷税務署
- (4) 中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会
日時 9月18日(水)午後2時00分～
場所 熊谷市立商工会館 3階3号室
- (5) 1日研修
日時 9月20日(金)
場所 積水ハウス住まいの夢工場、筑波宇宙センター他
- (6) 熊谷税務署との協議会
日時 10月1日(火)午後4時～
場所 熊谷税務署
- (7) 正副支部長・地域長会議
日時 10月1日(火)午後4時45分～
場所 支部事務局
- (8) 県連野球・ソフトボール大会
日時 10月3日(木)午前9時00分～
場所 大宮けんぽグラウンド
- (9) 関東信越税理士会西川口支部創立50周年記念式典及び祝賀会
日時 10月4日(金)午後4時00分～
場所 川口駅前市民ホール フレンジア

(10) 熊谷資産税研究会定期総会

日時 10月7日(月)午後1時30分～
場所 熊谷文化創造館 さくらめいと

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

安原宣彦(令和元年8月22日新規入会・税務支援対策部)

〒360-0823 熊谷市榎町125

TEL 522-0443 FAX 577-3373

橋本 博(令和元年8月22日新規入会・税務支援対策部)

〒360-0853 熊谷市玉井1854

TEL・FAX 531-0978

退会

櫻井則彦(令和元年8月26日 業務廃止)

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 10月7日(月) 午前 9時30分～
午前10時00分～
午前10時45分～
*バス 午前 9時10分

署との協議会

例会

研修会

熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 10月7日(月)午前10時45分～

内容 「渋沢栄一を紙幣に実現した運動と地域の活性化」

講師 青淵会副会長・深谷商工会議所副会頭 鶴養秀男氏

単位 1単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

* 今後の例会日日程を掲載しました。(令和1年9月9日現在)

11月例会	11月 7日(木)	午前10時30分～
12月例会	12月 5日(木)	午後 4時00分～
1月例会	1月14日(火)	午前 9時30分～
2月例会	2月 6日(木)	午前10時30分～
3月例会	3月26日(木)	午後 4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域9月例会

令和1年9月9日(月)

<会務報告>

令和1年8月21日(木) 日本生命地域業務推進会議
17:30 酒蔵はっかい
*FPゼミナール・商品内容および活用事例

<会務予定>

令和1年9月9日(月) 県北地域全税共業務推進会議
16:30 ホテルガーデンパレス
全税共第34回全国統一キャンペーンの推進について

令和1年9月12日(木) 大同生命との決起大会
11:00 パレスホテル大宮
*福祉共済事業について

令和1年9月12日(木) あんしん財団との地域業務推進会議
18:00 酒蔵はっかい

令和1年9月24日(火) 第7回常務理事会・第3回地域長会
12:00 パレスホテル大宮
*大同生命との協議会運営について

令和1年9月24日(火) 大同生命総合事業保障プランの推進について
14:00 パレスホテル大宮
*セミナー
*令和元年度推進実績中間報告
*下期推進対策について

令和1年9月26日(木) ジブラルタ生命熊谷支社との協議会
16:30 キングアンバサダーホテル熊谷
*全税共キャンペーンにつて

令和1年10月7日(木) 県北4地域合同大同会
17:30 熊谷駅ビル・アズ 6F「アズホール」

<提携企業インフォメーション> 朝日生命・積水ハウス・日本生命

令和元年9月9日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 寺 山 智 久

副支部長 福 島 泰 彦

地域長 清 水 茂 昭

研修部長 中 村 武 司

税理士会36時間規定研修

令和元年度支部研修会のご案内

拝啓 爽涼の季節となりました。会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和元年10月7日(月) 午前10時45分～11時45分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「渋沢栄一を紙幣に実現した運動と地域の活性化」

講師 青洲会副会長・深谷商工会議所副会頭 鵜養秀男氏

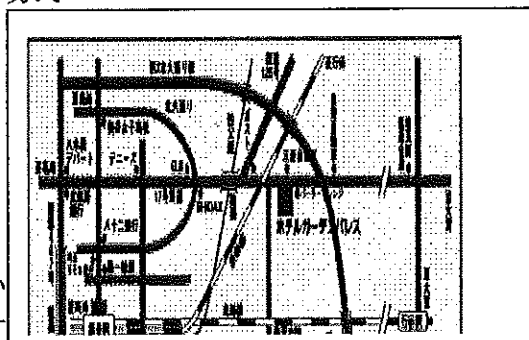
対象 税理士会会員及び職員

バス 午前9時10分に下記の2カ所よりバスが
発進します。

熊谷市役所付近 熊谷駅南口

単位 1単位

9月27日(金)までに支部事務局宛にお申し込み下さい
なお、ご出席の方に商売繁盛のグッズを用意しております



きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和元年10月7日の支部研修会出席人数は

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

令和元年 9月 9日

熊谷支部会員・準会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
副支部長・総務部長 中村文男

会員名簿（顔写真入り）の作成のための最終確認

総務部の事業として顔写真入り手帳型会員名簿を作成し12月の例会にて配布する予定で準備を進めているところですが前回(平成28年作成)の手帳にe-mailアドレスのご記入があった場合でも、今回ご記入のない場合はアドレス無記入として作成させていただきますので宜しくお願いいたします。

また、空欄のままでの作成資料提出でアドレスの記載をご希望の場合、住所・電話番号等の変更がある場合も9月18日までに支部事務局にご連絡下さい。

資料提出のない場合は前回と同様に作成いたします。

参考資料

「次期税理士法改正に関する答申」に関する回答結果(令和元年8月31日現在)

回答者数	297 人
延べ回答件数	5,191 件

税理士会別回答者数

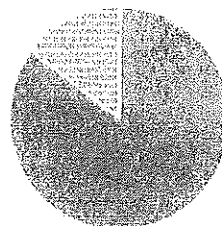
	合計		年代									
		割合	10代	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-89	90超	未回答
東 京	50	16.8%	0	0	3	16	12	14	1	0	0	4
東京地方	16	5.4%	0	0	0	2	6	6	1	0	0	1
千 葉 県	6	2.0%	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1
関 東 信 越	45	15.2%	0	0	1	10	9	19	2	0	0	4
近 畿	11	3.7%	0	0	0	3	1	3	1	1	0	2
北 海 道	50	16.8%	0	1	4	5	13	17	7	1	1	1
東 北	6	2.0%	0	0	2	2	0	1	1	0	0	0
名 古 屋	4	1.3%	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
東 海	30	10.1%	0	0	2	12	6	9	1	0	0	0
北 陸	18	6.1%	0	0	1	7	4	4	2	0	0	0
中 国	11	3.7%	0	0	1	2	4	3	1	0	0	0
四 国	12	4.0%	0	0	1	1	6	4	0	0	0	0
九州北部	29	9.8%	0	0	1	5	6	13	3	0	0	1
南 九 州	8	2.7%	0	0	0	5	1	1	1	0	0	0
沖 縄	1	0.3%	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合計 (割合)	297	100.0%	0 0.0%	1 0.3%	17 5.7%	76 25.6%	71 23.9%	94 31.6%	21 7.1%	2 0.7%	1 0.3%	14 4.7%

回答方法別回答者数

	合計	回答方法	
		WEB	その他
東 京	50	45	5
東京地方	16	13	3
千葉県	6	6	0
関東信越	45	41	4
近 畿	11	9	2
北海道	50	25	25
東北	6	5	1
名古屋	4	4	0
東 海	30	30	0
北 陸	18	17	1
中 国	11	11	0
四 国	12	12	0
九州北部	29	27	2
南九州	8	7	1
沖 縄	1	1	0
合計 (割合)	297	253 85.2%	44 14.8%

※「その他」は、メール・FAX・郵送回答

回答方法別回答



■ WEB ■ その他

国税庁新着情報（消費税軽減税率制度に関するQ&A、

令和元年10月1日実施のたばこ税の手持品課税）について（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下2点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（令和元年7月改訂）等を掲載しました」
国税庁ホームページにおいて、消費税の軽減税率制度に関するQ&A（令和元年7月改訂）が掲載されました。

詳細は国税庁ホームページにございますPDFファイルをご確認ください。

なお、本会でも、会員からの相談援助を主な業務としている審理室において、消費税の軽減税率制度に関する相談を、施行日前日まで、無料で受け付けております。

● 国税庁「Q&A」

→ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/02.htm>

2. 国税庁「令和元年10月1日実施のたばこ税の手持品課税について」

国税庁ホームページにおいて、たばこ税関係法令の改正による紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の「手持品課税」について、国税庁よりお知らせが掲載されました。

対象となるたばこ販売業者の基準等の詳細については、下記国税庁ホームページをご確認ください。

● 国税庁「令和元年10月1日実施のたばこ税の手持品課税について」

→ <https://www.nta.go.jp/information/other/data/h29/tobacco/index.htm>

令和元年8月21日
広報部長 板垣 弘一

租税教育研修会開催のご案内

租税教育推進部では研修会を下記の要領にて開催いたします。

受講を希望される会員の方は、受講申込欄に必要事項をご記入いただき、県連事務局宛FAXにてお申し込みください。

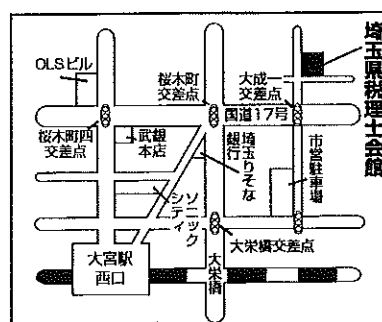
なお、当日は会員本人の「研修受講カード」を忘れずにお持ちください。

日 時：令和元年 10 月 28 日(月) 13：30～16：40 **3.5 時間でカウント**

住 所：埼玉県税理士会館 3 階会議室
さいたま市大宮区大成町 1-289-2 TEL 048-665-3111

受 講 料：無料

スケジュール：13:00～ 受付開始
13:30～13:40 開講式
13:40～14:40 第 1 部研修会
14:55～16:30 第 2 部研修会
16:30～16:40 閉講式



会場案内図

第1部テーマ：「所沢支部の小学校向けお買い物ゲーム誕生秘話」
～教育現場を意識した学校との打合せのポイントは～

講 師：関東信越税理士会 所沢支部 大木下 忠士 氏

第2部テーマ：小学校および中学校の授業体験

①小学校は、所沢支部版「お買い物ゲーム」体験 ※定員 40 名

講 師：関東信越税理士会 所沢支部 大木下 忠士 氏

関東信越税理士会 所沢支部 福島 和弘 氏

関東信越税理士会 所沢支部 齋藤 礼子 氏

②中学校は、生徒参加型授業体験

講 師：関東信越税理士会 所沢支部 杉田 一雄 氏

定 員：96 名

懇 親 会：研修会終了後、17 時より懇親会を開催いたします。

参加希望者のみ会費 5,000 円。(当日受付にてお支払いいただきます)

場所：Banquet Restaurant FUKUROU

住所：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 10-18

申込方法：申込用紙に研修会、懇親会の出欠席についてご記入いただき、10 月 14 日(月)までにご連絡をお願いいたします。

懇親会のキャンセルについては10 月 21 日(月)までに必ずご連絡ください。

※当日のキャンセルは全額お支払いいただきます。

令和元年 10 月 28 日（月）開催
『埼玉県連租税教育推進部主催 研修会』申込用紙
申込締め切り日：10 月 14 日（月）
（会場の都合により定員になり次第締め切らせていただきます）

税理士登録番号	
支 部 名	
氏 名	
第 2 部 授業体験希望	小学生向け ・ 中学生向け
懇 親 会 出 欠	出 席 ・ 欠 席

※第 2 部授業体験、懇親会出欠はどちらかに○印を付けてください。
小学生向け授業体験はお申し込みが定員を超えた場合、人数調整をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

F A X 返 信 先 0 4 8 - 6 6 5 - 3 8 8 8

＜申込用紙送付先、お問い合わせ先＞
関東信越税理士会埼玉県支部連合会 事務局(担当：工藤)
TEL 048-665-3111

調査研究部 国際小委員会からのお知らせ No.1
「英語による税務情報や海外進出に有益な情報」について

会員 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

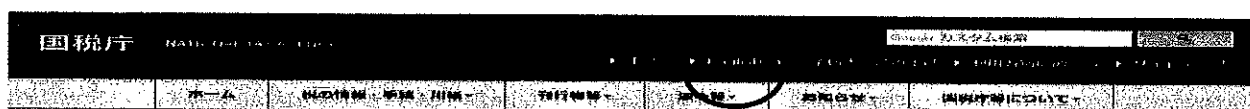
さて、令和元年度の組織変更により、本会調査研究部では部内に「国際小委員会」を設置いたしました。各地域におきまして、地理的に国際化の進展度合いや会員間での国際化に対応する意識やその現状は様々ですが、経済のボーダーレス化に伴い、大小の差こそあれ国際化の影響は会員の皆様の足元に確実に及んでまいります。今後、「国際小委員会」（当小委員会の構成員は下記のとおり）では、会員皆様のニーズの把握に努めながら、会員の皆様へ有用であると思われる各種情報を定期的に配信したいと考えております。

国際小委員会構成員 ●小委員長 笹尾 博樹（前橋支部）

●小委員 吉井 宏文（高崎支部） ●小委員 市村 二三代（長岡支部）

第1回目の配信では、「英語による税務情報や海外進出に有益な情報」についてご連絡いたします。会員の皆様の日常業務へお役立てくださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁ホームページ上での英語文献について



国税庁ホームページでは英語によるガイダンスを行っております。トップページ上段の「English」をクリックすることで、ご利用可能です。「トピックス (New topics)」の他に、税目毎の情報を掲載した「納税者向け税務情報 (Information for Taxpayers)」や、報道発表 (Publication) が掲載されております。外国人の納税者からの税務相談に役立つ資料ですので、是非ご活用ください。

国税庁ホームページ英語版リンク：<http://www.nta.go.jp/english/index.htm>

2. JETRO（日本貿易振興機構）のホームページでの英語文献について

「JETRO>海外ビジネス情報」においては、「各国の制度・手続き」として輸出入に関する基本的な制度、海外進出に関する基本的な制度、貿易・投資相談等、中小企業の海外進出を支援する各種情報が掲載されています。関与先への情報提供に是非お役立てください。また、当小委員会では、会員の皆様からの相談に対応できるよう、今後は各種公的機関との連携を強化していく予定です。

JETRO（日本貿易振興機構）ホームページリンク：<https://www.jetro.go.jp/>

3. 日本税理士会連合会における国際対応について

日本税理士会連合会・国際部では、2年に1回、日本税理士会連合会における国際化への取り組みをまとめた「国際関係事業に関する報告書」を刊行し、ホームページ上にアップロードしています。2012年から計4冊の報告書が掲載されていますので、今後の取り組み方向についてご活用ください。日税連ホームページから「ホーム>会員専用ページ>データライブラリ>国際部」の順にお進みください。また、同ホームページには、日本のAOTCA（アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会）での取り組みも紹介されていますので、日税連会報「税理士界」と併せて御覧ください。

日税連 会員専用ページリンク：<http://www.nichizeiren.or.jp/member/data-library/interchange/>

※ご利用いただくためには、ユーザー名とパスワードが必要です。下記のユーザー名とパスワードを入力いただきご利用ください。

ユーザー名：「taxnz」、パスワード：「taxnz」

執筆担当：笹尾 博樹（前橋支部）

令和元年8月30日

関東信越税理士会

調査研究部長 渡邊 信子

国際小委員長 笹尾 博樹

2019年9月吉日

熊谷地域組員 各位

埼玉県税理士協同組合

熊谷地域長 清水 茂昭

2019年度「県北4地域合同大同会（研修・懇親会）」のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より大同生命との提携事業である『福祉共済事業』へのご理解を賜り誠に有難うございます。

さて、今般、2019年度県北4地域（熊谷・行田・秩父・本庄）合同の『大同会』（福祉共済事業・大同生命会）を開催させていただくこととなりました。

つきましては大同会を先生方の親睦とともに、有益な情報交換の場となればと考え、下記内容にてご案内をさせていただきます。

皆様方におかれましては、ご多用中とは存じますが、代理店をされていない先生方もお参加いただけますので、是非、多くの組合員の皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

日時： 2019年10月7日（月） 研修会：17時30分より1時間程度

懇親会：19時より1時間30分程度

【研修内容】

『相続・事業承継に関する保険推進事例・情報提供』（大同生命研修）

講師：FP・相続コンサルタント 田中 圭

（1級ファイナンシャルプランニング技能士・日本FP協会認定CFP）

場所：（研修会）熊谷駅ビル・アズ アズ本館6F 「アズ・ホール」

住所：熊谷市筑波2-115 TEL：048-523-1411

※熊谷駅内にございますので、宜しく願い申し上げます。

（懇親会）鉄八はっかい 熊谷駅ビル・アズ5F

※会費：無料となりますので、奮ってご参加下さい（研修会、懇親会とも）。

※会場設営の関係上、受付は17：00からとなります。

※認定研修1時間に算入されます。

※車でお越しの場合、駐車場代は各自のご負担となります。ティアラ21の駐車場をご利用ください。

※その他ご不明な点は、大同生命 塩出（090-6828-0498）までご照会ください。以上

.....
お手数ながら、9月27日（金）までに出席のご回答をFAXにて連絡ください。

大同生命 行（FAX 048-642-7862）

研 修 会 出 席 欠 席

懇 親 会 出 席 欠 席

氏 名 _____

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会
会長 江本英仁
(公印省略)

会費収納に関するご案内

会員各位におかれましては、本会会務の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年4月より本会が預金口座振替を利用し、会費（本会・県連・支部分）の収納事務を行っております。つきましては、先般ご提出の「金融機関提出用口座振替依頼書」にご記入いただいた預金口座から、下記のとおり振替させていただきますので、金額等のご確認をお願いいたします。

記

【会費の預金口座振替に関して】

1. 収納内容

会費（本会・県連・支部分）

※政治連盟との事務委託契約に基づき、県税理士政治連盟の会費（4月及び10月に各々5,000円）を同時に収納する場合があります。〔税理士法人会員は除きます〕

2. 預金口座振替日

毎事業年度の4月及び10月の各26日（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）

※対象期間4月（上期4月～9月分）、10月（下期10月～3月分）

※上記の日に振替不能の方については、各振替日の翌月の26日に再振替

※預金口座振替へのご変更又は口座情報等にご変更がある場合には、本会事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

3. 収納金額

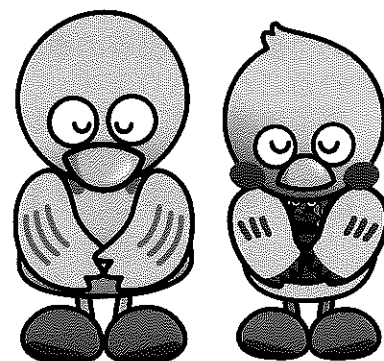
支部名	引落月	本会会費	県連会費	支部会費	合 計
熊谷	4月	37,800円	14,000円	30,000円	81,800円
	10月	37,800円	14,000円	30,000円	81,800円

払込票(コンビニ・郵便併用)を利用し、会費の納入をされている皆様へ

預金口座振替をご希望されなかった方には、毎事業年度の4月及び10月の中旬頃に払込票(コンビニ・郵便局併用)を送付いたしますので、払込票をご利用の上、できるだけ早期に納付くださいますようお願い申し上げます。(納付期限：上期4月末、下期10月末が原則)

預金口座振替による会費収納へのご変更を、重ねてお願いいたします。

紙の納付書・申告書等の 事前送付を取りやめます



埼玉県マスコット コバトン&さいたまっち

廃止の時期と対象

時 期

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

対 象

- 令和2年3月31日以前の直近事業年度を
電子申告（eLTAX）した法人
- 大法人（※）

※ 内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等

詳しくは
裏面へ！

納付書・申告書等の送付が必要な場合

所管の 県税事務所 へご連絡ください。

県税事務所	電話番号	管轄地域
さいたま県税事務所	048-822-5131	さいたま市(岩槻区を除く)
川口県税事務所	048-252-3571	川口市・蕨市・戸田市
上尾県税事務所	048-772-7140	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
朝霞県税事務所	048-463-1672	朝霞市・志木市・和光市・新座市
川越県税事務所	049-242-1662	川越市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市・三芳町
所沢県税事務所	04-2995-2135	所沢市・狭山市
飯能県税事務所	042-972-0441	飯能市・入間市・日高市・毛呂山町・越生町
東松山県税事務所	0493-23-8906	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町
秩父県税事務所	0494-23-2121	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村
本庄県税事務所	0495-22-6100	本庄市・美里町・神川町・上里町
熊谷県税事務所	048-523-2036	熊谷市・深谷市・寄居町
行田県税事務所	048-556-5094	行田市・加須市・羽生市
春日部県税事務所	048-737-2110	さいたま市岩槻区・春日部市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町
越谷県税事務所	048-962-2191	草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町

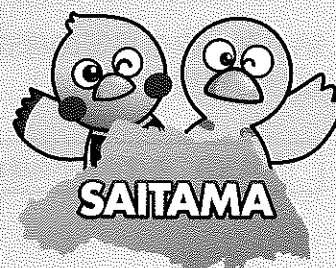
問合せ先

埼玉県 総務部 税務課 課税担当（法人）

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
TEL 048(830)2657 FAX 048(830)4737

埼玉県 各種申請申告様式

検索



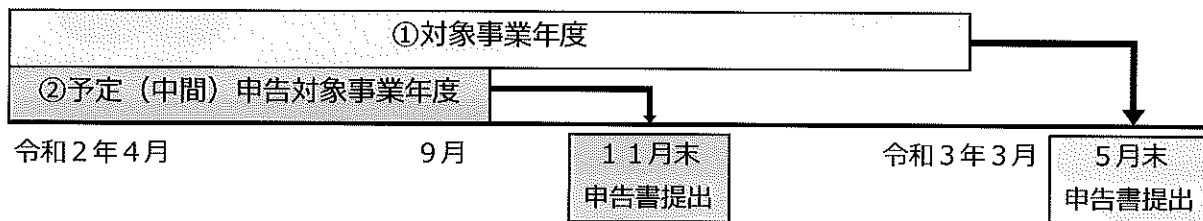
納付書・申告書等の廃止と事業年度

納付書・申告書等の事前送付の廃止は、「令和2年4月1日以後開始する事業年度(課税期間)」から適用されることとなります。

事業年度(課税期間)が1年間の3月決算法人の場合は、以下のとおりとなります。

【例】事業年度が1年間の3月決算法人（決算期の変更がない場合）

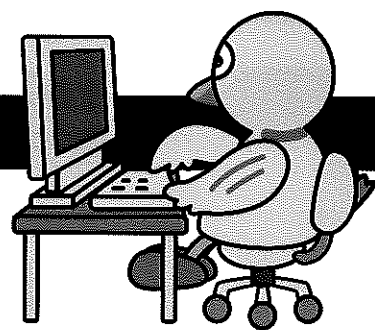
- ① 確定申告 → 令和3年3月期以後が対象
- ② 予定（中間）申告（仮決算の中間申告） → 令和2年9月期以後が対象



その他のお知らせ

大法人の電子申告が義務化されます

資本金等の額を変更された場合には、
「法人の名称変更等の報告書」をご提出ください。



平成30年度税制改正により令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、法人県民税・法人事業税等の申告は電子申告（eLTAX）により提出しなければならないとされました。

埼玉県では、県が把握している資本金等の額で大法人に該当するかどうかを判断します。

また、電子申告義務化の対象法人には納付書・申告書等を送付しない予定です。
詳しくは、埼玉県のホームページをご覧ください。

埼玉県 大法人 義務化

検索

全ての都道府県・市区町村に電子納税できるようになります！

令和元年10月からeLTAXの一部として、地方税共通納税システムが稼働します。

これにより、法人県民税・法人事業税等について全ての都道府県・市区町村へ自宅や職場のパソコンから電子納税をすることができるようになります。



納付書・申告書等がダウンロードできます！

納付書・申告書等の様式は埼玉県ホームページに掲載しています。
ぜひご利用ください！

埼玉県 各種申請申告様式

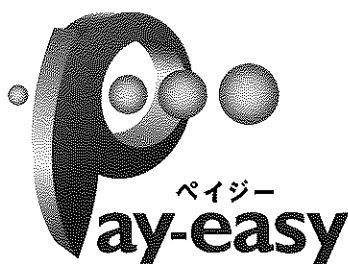
検索

カンタン！便利！

税金処理の強い味方

お名前 税理士の皆さま

税金処理名



用途

国税も地方税も ペイジー 「ダイレクト納付」

e-Taxの国税ダイレクト納付に加え、2019年10月より
eLTAXの地方税共通納税システムでも
ダイレクト納付が可能に！

効用

- 税理士が納税者に代わって納付手続きが可能。
- 即時または納付日を指定して納付ができます。

口座登録は

お早めに！



ペイジーの「ダイレクト納付」は、電子申告等をした後に簡単な操作で、納付手続きが可能となります。迅速かつスムーズな電子納付ができ、とても便利です。



国税も地方税もペイジー「ダイレクト納付」が簡単便利です。



Pay-easy (ペイジー)[※]「ダイレクト納付」とは

税金や手数料等を納付する方が、官庁のシステム等にアクセスして、電子申告・申請を行うことにより、簡単な操作で電子納税・納付することが可能となるサービスです。より迅速かつスムーズな電子納税・納付が可能となります！

e-Tax 等での国税、eLTAX の地方税共通納税システムでの地方税（2019 年 10 月予定）の納付手続きにご利用いただけます。

※ペイジーとは、インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM を利用して、電子納税・納付ができるサービスです。「ダイレクト方式」はインターネットバンキングの契約不要で、電子納税・納付ができる方式です。

「ダイレクト納付」のメリット

税理士による代理手続きが可能です。（詳細は税理士にご相談ください）

いつでも！

簡単な操作で、即時または指定した日に納付可能！

どこでも！

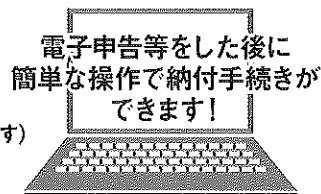
自宅やオフィスにいながら外出せずに納付可能！

あんしん！

現金の持ち運びが不要！（金融機関によって納付可能金額が異なります）

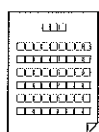
かんたん！

インターネットバンキングの契約は不要！



「ダイレクト納付」のご利用方法

1 事前届出



国税(e-Tax)の場合

●初めて「e-Tax」を利用する場合は、e-Tax利用開始のための手続きも必要です。

所轄の税務署へ「ダイレクト納付利用届出」[※]を提出！

（国税庁・金融機関との三者間契約を締結）

届出書を提出してから約1ヶ月で利用可能となります。

※国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

地方税(eLTAX)の場合

●初めて「eLTAX」を利用する場合は、eLTAX利用開始のための手続きも必要です。

各金融機関へ「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」を提出！

依頼書を提出してから約1ヶ月で利用可能となります。

2 ご利用



国税(e-Tax)の場合

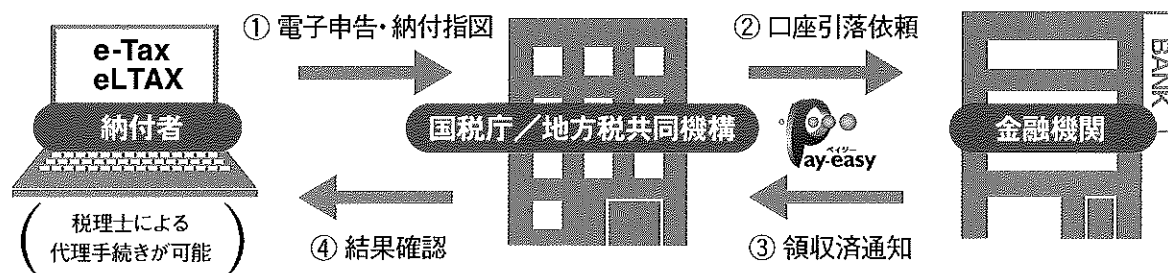
e-Tax を利用して電子申告データ等を送信！

地方税(eLTAX)の場合

eLTAX を利用して電子申告データ等を送信！

●「ダイレクト納付」では、国税・地方税ともに簡単な操作で電子納税手続きを行うことができ、納付期日の指定も可能です。

「ダイレクト納付」の仕組み



「ダイレクト納付」取扱金融機関

都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行等、多くの金融機関で取扱中！（順次拡大中）

●詳しくは国税庁HP、地方税共同機構HPまたは日本マルチペイメントネットワーク運営機構HPでご確認ください。